工　事　請　負　契　約　書

（工事名）東北自動車道　佐野ＳＡ（下り線）仮設売店他設置工事

ネクセリア東日本株式会社

１．工　　事　　名　東北自動車道　佐野ＳＡ（下り線）仮設売店他設置工事

２．工　事　場　所　東北自動車道　佐野ＳＡ（下り線）

３．工　事　期　間　令和　年　　月　　日から

令和　年　　月　　日まで

４．請 負 代 金 額　　円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　円）

上記の工事についてネクセリア東日本株式会社を甲とし、●●●●を乙として、次の条項によって請負契約を締結する。

総　　則	第１条　乙は、別冊図面及び仕様書に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない。 ２　図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがあるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲又は第6条の規定による監督員（以下「監督員」という。）の指示に従うものとする。 ３　この契約書により又はこの契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、甲の指示するものを除き、監督員を経由しなければならない。 ４　前項の書類は、監督員に提出された日をもって、甲に提出された日とみなす。
契約の保証	第２条　乙はこの契約と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。 一　契約保証金の納付 二　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証 三　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 四　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 ２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１以上としなければならない。 ３　第1項の規定により、乙が同項第２号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 ４　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

権利義務の譲渡等	第３条　この契約によって生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。 ２　乙は、この契約の目的物又は検査済工事材料を、第三者に売却し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
下請負等	第４条　乙は、この契約の履行について、工事の全部を一括し、又は工事の主体的部分を分離して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 ２　乙は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 ３　乙は、前項の規定により承認を得た工事につき、受託者又は下請負人を決定したときは、当該工事の着手前に甲に通知しなければならない。 ４　甲は、乙に対して、受託者又は下請負人が工事の施行につき著しく不適当であると認めるときは、その変更を請求することができる。
特許権等の使用	第５条　乙は、工事の施行に特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定し、仕様書に特許権その他第三者の権利の対象であることを明示していない場合には、甲は、乙に対して、その使用に関して要した費用を支払わなければならない。
監督員	第６条　甲は、乙の工事の施行について、自己に代わって監督又は指示する監督員を定め、乙に通知するものとする。
現場代理人及び主任技術者	第７条　乙は、現場代理人及び主任技術者（建設業法第26条に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）を定め、各々の経歴書を付して書面により監督員に通知しなければならない。 ２　現場代理人及び、主任技術者はこれを兼ねることができる。
現場代理人及び主任技術者等の	第８条　甲又は監督員は、乙の、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、工事の施行又は管理につき著しく不適当と認められる

変更請求	者があるときは、その理由を明示して、乙に対してその変更を求めることができる。
材料検査等	第９条　工事に使用する材料について、品質、規格等が明らかでないものについては、監督員の指示に従うものとする。 ２　工事に使用する材料は、使用前に監督員の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。 ３　監督員は、乙から前項の規定による検査を求められたときは、ただちにこれに応じなければならない。 ４　前項の材料を検査するために直接必要な経費は、乙の負担とする ５　検査の結果、不合格と決定した材料については、乙は、監督員の指示により、遅滞なくこれを工事現場から搬出しなければならない。 ６　乙は、監督員の承認を受けなければ、工事現場に搬入した材料を持ち出してはならない。
材料の調合等	第１０条　乙は、使用する材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会を得て調合したものでなければ使用することができない。ただし、調合については、見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。 ２　乙は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することのできない工事を施行するときは、特に監督員の立会の上、施行しなければならない。 ３　監督員は、乙から前2項の規定による見本検査又は立会を求められたときは、ただちにこれに応じなければならない。 ４　乙が第1項又は第2項の規定に違反して施行した場合には、監督員は、破壊検査をすることができる。 ５　前項の規定による破壊検査に要した経費は、乙の負担とする。
貸与品及び支給材料（甲から乙に貸与又は支給しない場合は、本条を適用しない。）	第１１条　甲から乙への貸与品及び支給材料の品名、数量、材質及び引渡場所は仕様書に、その引渡時期は工程表によるものとする。 ２　監督員は、貸与品又は支給材料を乙の立会のもとに検査して引き渡し、乙は、引渡しを受けたときは、遅滞なく、監督員に借用証又は受領書を提出しなければならない。 ３　乙は、前項の規定による引渡しの場合において、その品質又は規格

が使用に適合しないと認めたときは、その旨を監督員に通知しなければならない。

4　乙が前項の規定により通知したにもかかわらず、監督員がその使用を要求したために乙に損害が生じたときは、甲がその責を負うものとし、損害額は甲乙協議して定める。

5　甲の都合により、貸与品又は支給材料について、その数量、品質、規格、引渡時期及び引渡場所等を変更するときは、第14条第1項後段及び同条第2項の規定を準用する。

6　使用済の貸与品又は工事の完成、変更若しくは契約解除に際して不用になった支給材料があるときは、乙は、ただちに仕様書に定められた場所において、これを甲に返還しなければならない。

7　乙は貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもって、保管しなければならない。

8　乙の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に、その指定に従い、代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9　支給材料の使用方法又は残材の措置が図面又は仕様書に明示されていないときは、甲の指示に従うものとする。

仕様書の不適合の場合の改造義務

第１２条　工事の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において監督員がその改造を請求したときは、乙は、これに従わなければならない。ただし、このために請負代金額を増し、又は工期を延長することはできない。

図面と自然の状態の不一致

第１３条　工事施行にあたり、図面と工事現場の状態とが一致しないとき、図面若しくは仕様書に誤り若しくは脱漏があるとき、又は地盤等につき予期することができない状態が発見されたときは、乙は、ただちに書面をもって監督員に通知し、その指示を受けなければならない。このため工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、第14条第1項後段の規定を準用する。

工事の変更中止等

第１４条　甲は、必要がある場合には、工事内容を変更し、工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、工期又は請負

代金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

乙の請求による工期の延長

第１５条　乙は、工事に支障をおよぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して工期の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

物価の変動

第１６条　工期内に予期することのできない異常の事由の発生に基づく経済情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのために請負代金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、甲乙協議して請負代金額又は工事内容を変更することができる。

臨機の措置

第１７条　乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合には、乙はあらかじめ監督員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2　前項の場合において、乙は、そのとった措置につき、遅滞なく、監督員に通知しなければならない。

3　監督員は、災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ないときは、乙に対して、所要の臨機の措置をとることを求めることができる。この場合には、乙は、ただちにこれに応じなければならない。

4　第1項及び前項の措置に要した経費については、甲乙協議の上、頭書の請負代金額に含めることが不適当と認められる部分については、甲がこれを負担する。

秘密の保持等

第１８条　秘密情報とは、この契約に関連して甲が乙に開示する技術上または営業上の情報であって、秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示されるものをいう。

第１９条　乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、甲の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、乙は、政府機関、

裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、甲に対し、法律上認められる範囲内で甲の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとする。

2　乙は、この契約に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。

3　乙は、甲から開示された秘密情報を、当該秘密情報を知るべき必要性を有する乙の役員および従業員ならびに再委託先に開示し、または使用させることができる。なお、乙は、当該役員および従業員ならびに再委託先に対してこの契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとし、当該役員および従業員ならびに再委託先が当該義務に違反した場合には、乙がこの契約に違反したものとみなされるものとする。

4　乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合には、この契約の実施に合理的に必要な範囲内でのみ秘密情報を複製することができるものとする。乙は、本項に基づき複製した当該複製物を秘密情報として取り扱うものとする。

5　乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、甲の秘密情報をこの契約以外の目的に一切使用してはならないものとする。

6　乙は、この契約が終了した場合または甲から要求のあった場合には、秘密情報およびその複製物を返還または廃棄するものとする。後者の場合、その結果について甲に報告するものとする。

7　本条項は、理由の如何を問わず、本契約終了後、3 年間、効力を有するものとする。

反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置

第２０条　乙は、この契約の履行にあたり、暴力団その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、管轄の警察

に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行なわなければならない。

2　乙は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により甲に報告を行うこととし、甲がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。

3　甲は、前項に定める報告を乙から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と乙への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、乙は、これを認めるものとする。

4　乙は、不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、甲と協議するものとする。

反社会的勢力の排除に関する誓約

第２１条　甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

一　甲及び乙、甲及び乙の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。

二　甲及び乙、甲及び乙の役員は、反社会的勢力を利用しない。

三　甲及び乙、甲及び乙の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力または関与する行為はしない。

四　甲及び乙、甲及び乙の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。

五　甲または乙は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。

2　甲または乙は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。

3　甲または乙は、この契約にかかる社員その他の使用人（乙に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させる。

4　甲または乙は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、または違背の事実を知ったときは、第34条第1項第四号に基づき、この契約を解除する。

一般的損害	第２２条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事施行に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。この場合において、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、甲乙協議して、甲の負担すべき損害額を定めるものとする。
第三者の損害	第２３条　乙は、工事の施行について、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰する事由による場合には、甲がその責を負うものとする。
天災その他不可抗力による損害	第２４条　天災その他不可抗力によって、工事の既済部分（現場に搬入した検査済工事材料を含む。以下同じ。）に関して損害を生じたときは、乙は、事実発生後遅滞なく、その状況を甲に通知しなければならない。 ２　前項の損害で重大と認められるものについて、乙が当該工事の既済部分につき善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額は、甲が負担する。 ３　前項の損害について、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、それらの額を控除したものを前項の損害額とする。 ４　前項の損害額は、甲乙協議して定める。
検査及び引渡	第２５条　乙は、工事が完成したときは、甲にしゅん功届を提出しなければならない。 ２　甲は、乙から前項のしゅん功届を受理したときは、その日の翌日から起算して14日以内に検査を行わなければならない。 ３　乙は、修補又は改造を命ぜられたときは、遅滞なく、当該修補又は改造を行い、甲に修補又は改造の完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。 ４　乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、目的物を甲に引渡さなければならない。 ５　甲は、第2項又は第3項の検査にあたり、必要があると認めたときは、破壊検査をすることができる。この場合において、検査の結果、工事の施行が適当であったときは、当該破壊部分の修補に要する経費は、甲の負担とする。

6　前項の規定は、既済部分の検査に準用する。

請負代金の支払　第２６条　乙は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続きに従って甲に対して請負代金の支払請求書を提出する。

2　甲は、前項の支払請求書を受理したときは、受理した日の属する月の翌月末までに請負代金を支払わなければならない。

前　金　払　第２７条　乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と頭書の工期を保証期間とし、同条第５項に規定する保証契約（以下「前払金の保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書（以下「証書」という。）を甲に寄託してその証書記載の保証金額以内において、請負代金額の 100 分の 30 をこえない額の前払金を甲に対して請求することができる。

2　工事内容の変更その他の事由により著しく請負代金額を増額した場合において、前払金の保証契約の保証金額を増額したときは、乙は、その変更証書を甲に寄託して前項の規定に準じてその増額後の請負代金額の100分の30の額から受領済の前払金額を差し引いた額以内の前払金を甲に対して請求することができる。

3　前払金の支払の時期は、第 1 項又は前項の規定により乙が請求した日の翌日から起算して 15 日以内とする。

4　乙は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、（当該工事について償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費及び仮設費として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

5　工事内容の変更その他の事由により請負代金額を減額した場合において、前払金支払額が減額後の請負代金額の 100 分の 40 をこえるときは、乙は、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額が前払金支払額との割合において相当の額に達し、これを返還することが、前払金の使用状況等からみて著しく不適当であるとみとめられるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

6　前項の場合において、乙は、遅滞なく、その旨を保証事業会社に通知し、前払金の保証契約の保証金額を減額したときは、ただちにその変更

証書を甲に寄託しなければならない。この場合において、前払金の保証契約の変更は、前払金の超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。

7　前払金の超過額返還の時期は、第 5 項の請負代金額を減額した日の翌日から起算して 20 日以内とする。ただし、本項の期間内に第 26 条又は第 27 条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額のうちからその超過額を控除することができる。

8　前項の期間内において、前払金の超過額を返還する前に、さらに請負代金額を増額した場合は、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、減額前の請負代金額を下回る額であるときは、乙は、前払金支払額からその増額後の請負代金額の 100 分の 40 の額を差し引いた額を返還するものとする。

9　乙が第 7 項の規定による期間内に前払金の超過額を返還しないときは、甲は乙に対して、その未返還額につき年 2.7 パーセントの割合で遅延利息の支払を請求することができる。

１０　乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社にただちに通知するものとする。

１１　乙が、第 4 項又は第 10 項の規定に違反したときは、甲は、乙に対して甲の指定した期間内に前払金支払額（部分払をしているときは、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する支払額から、第 27 条第 5 項の規定により支払った額を差し引いた額を控除した額）に利息を付して返還することを請求することができる。この場合における利息は、前払金支払の日から返還の日までを年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

１２　乙は、工期が 1 年間以上あるものにおいて、工期が 1/2 以上経過していること及び本工事に係る経費が契約金額の 1/2 以上の金額に相当することを甲が確認した場合は、請負代金の 100 分の 20 を超えない額の中間前払金を甲に対して請求することができる。但し、中間前払金に対する保証契約を保証事業会社と締結のうえ、その保証証書を甲に預託することとする。

部分引渡し	第２８条　工事の一部が可分のもので、甲が設計図書において、工事の完成に先だって引渡しを受けることを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合に、当該指定部分が完成したときは、乙は、当該指定部分に対する請負代金相当額の支払を請求することができる。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。 ２　前項の場合においては、第25条第1項から第5項まで及び第26条の規定を準用する。
代理受領	第３０条　乙は、甲の承認を得て、請負代金の全部又は一部の請求及び受領について、第三者を代理人とすることができる。 ２　前項の規定により、第三者を代理人としたときは、甲は、その第三者に対して第26条、第27条及び第28条の規定に基づく支払をするものとする。 ３　前項の場合において、その第三者は、乙の提出する支払請求書に、乙の代理人である旨を明記し、請求及び受領についての委任状を添付しなければならない。
部分使用	第３０条　甲は、工事の一部分が完成した場合においてその部分の検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を書面による乙の同意を得て使用することができる。 ２　甲は、工事の未完成の部分についても書面による乙の同意を得てこれを使用することができる。 ３　前2項の場合において、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。 ４　第1項又は第2項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害額を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。
かし担保	第３１条　乙は、第25条及び第28条の規定による引渡しの日の翌日から起算して、次の各号に定める期間内は、工事目的物のかしを修補し、又はそのかしによって生じた滅失若しくはき損に対して損害を賠償しなければならない。ただし、そのかしが契約の相手方の故意又は重大な過失により生じた場合には、その請求をすることができる期間は引渡し

の日の翌日から10年とする。

一　石造、土造、煉瓦造、金属造、鉄筋コンクリート造およびこれらに類する建物その他土地の工作物、又は、地盤　2年

二　木造の建物その他の構造物　1年

2　甲は、前項のかしの修補に代え、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。

履行遅延の場合における延滞損害金及び遅延利息

第３２条　乙の責に帰する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後に完成する見込みがあると認めたときは、甲は、工期を延長することができる。

2　前項の場合において、甲は、乙から延滞損害金を徴収する。

3　前項の延滞損害金は、乙の遅滞日数につき、次の各号の一により算定した金額に年2.7パーセントの割合で掲載した金額とする。

一　すでに引渡した部分がある工事については、当該部分に対する請負代金相当額を頭書の請負代金額から控除した金額

二　前号以外の工事については、頭書の請負代金額

4　甲の責に帰する事由により、第26条第2項及び第27条第3項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、乙は、甲に対して年2.7パーセントの割合で遅延利息を請求することができる。

検査の遅延

第３３条　甲がその責に帰する事由により、第25条第2項の規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、第26条第2項の規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合には、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ、前条第4項の規定による遅延利息を支払わなければならない。

契約の解除

第３３条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一　乙の責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

二　正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手し

ないとき。

三　第2条、第4条又は第12条の規定に違反したとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第34条第１項の規定によらないで契約の解除を申出たとき。

六　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　第1項の場合において、工事の既済部分があるときは、甲の所有とすることができる。この場合において、甲は当該部分の検査をしてその請負代金相当額を支払わなければならない。

契約の解除

第３５条　甲は、工事が完成しない間は、前条第1項の場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

３　第1項の規定により、契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。この損害額は甲乙協議して定める。

第３６条　乙は、次の各号の一に該当する事由のあるときは、契約を解除することができる。

一　第14条第１項の規定により工事を変更したため、頭書の請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二　第14条第１項の規定により工事中止の期間が、当初の工期の2分の1以上に達したとき。

三　甲が契約に違反し、その違反によって工事を完成することが不可能となるに至ったとき。

２　前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

解除に伴う措置

第３７条　甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙

に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3　乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4　乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて甲に明け渡さなければならない。

5　前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6　第3項前段及び第4項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第34条の規定によるときは甲が定め、第35条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項及び第5項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

部分払等の不払に対する乙の工事中止

第３８条　乙は、甲が第27条又は第28条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事を中止することができる。この場合においては、遅滞なく、その事由を付して、甲に通知しなければならない。

2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、第14条第２項の規定を準用する。

建設工事保険等

第３９条　乙は、工事目的物及び工事材料（甲の支給材料を含む。）を建設工

事保険・火災保険その他の保険に付するものとする。

同上保険に付する時期、期間等については、甲乙協議して定め、乙は、この契約締結後すみやかに、その証券の写しを甲に提示するものとする。

賠償金、違約金等の控除

第４０条　乙が、この契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、請負代金額のうちから、その金額を控除し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴する。

契約に関する紛争の解決

第４１条　この契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じたときは、当事者は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によってその紛争を解決する。

２　前項の審査会があっせん若しくは調停をしないものとし、又はあっせん若しくは調停を打ち切った場合において、その旨の通知を当事者が受けたときは、その紛争を建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

契約外の事項

第４２条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めることとする。

上記契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自2通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都港区東新橋２丁目３番１７号
ネクセリア東日本株式会社
代表取締役社長　村山　和夫

乙